

平成30年1月30日

部長公示について（お知らせ）

あて先：関係各位

送付元：門司海上保安部長（門司海上保安部 航行安全課）

平成30年1月31日に改正港則法が施行されることに伴い、既に発出済みの部長公示を別添のとおり内容変更のうえ発出（再発出）します。

お手数をお掛けしますが、関係先への周知をよろしくお願いいたします。

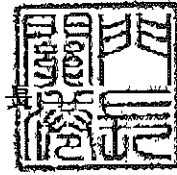
港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限するので、同条第2項の規定により公示する。

なお、本公示により、港長公示第6号（平成14年3月15日）は廃止する。

平成30年1月24日

関 門 港



引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む。以下同じ。）への接近、接舷の制限について

引火による船舶の事故を防止するため、引火性危険物積載タンカーの付近における船舶の航泊を下記のとおり制限する。

記

1. 期 間 平成30年1月31日から当分の間

2. 区 域

関門港内に停泊中の引火性危険物積載タンカーから30メートル（荷役のために停泊中のLNG船は50メートル）以内の水面

3. 制限事項

船舶は、港内に引火性危険物積載タンカーが停泊している間、上記区域に立ち入ってはならない。

ただし、次に掲げる船舶は除く。

(1) 港長が当該タンカーへの接舷を認め、本制限を解除した船舶。

(2) 次の条件を満足する給油船、交通船、曳船等当該タンカーの運航に関係のある船舶及び官公庁用船舶であって、当該タンカーの荷役中以外の時に接舷する船舶

イ 甲板上又は船内の開放された場所において、喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用しておらず、あるいは火花を発生おそれのある修理又は作業を行っていないこと。

ロ 煙突に火粉の吐出を防止するに十分な装置を施していること。

ハ その他防爆措置等当該タンカーに引火するおそれがないよう火気管理を適切に講じていること。

4. 標 示

引火性危険物積載タンカーは、「引火性危険物積載中」（LNG荷役中の場合は「LNG荷役中」）の表示された垂れ幕等を掲げている。

5. 備 考

引火性危険物積載タンカーに接舷中（接離舷時を含む。）の船舶は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 船体の接舷による火花の発生を防止するため、十分な防舷物を使用すること。

(2) 係留索にワイヤーロープを使用する場合は、船体との接触による火花の発生を防止するよう、十分な措置を講ずること。

(3) 港長が適当と認める場合のほか、喫煙、暖房、ほう炊、その他の火気を使用し、あるいは火花を発生おそれのある修理又は作業を行わないこと。

(4) 接舷時間は必要最小限とすること。